様式第五（第４条関係）

認定特定事業計画の変更指示の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名　　印

平成　年　月　日付けで認定をした特定事業計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
法第５条第４項において準用する法第４条第４項各号のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第六（第５条関係）

認定特定事業計画の認定取消し通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名　　印

平成　年　月　日付けで認定をした特定事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
法第５条第２項又は第３項のうち、認定の取消しの理由を具体的に記載する。

○経済産業省令第四十八号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十八条第一項第一号、第二十二条第二項、第二十五条、第二十六条及び第三十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令

（需要開拓支援法人に係る指定の申請等）

第一条　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「法」という。）第十八条第一項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による需要開拓支援法人指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で法第二十条に規定する業務（以下「需要開拓支援業務」という。）に係る事項と需要開拓支援業務以外の業務に係る事項とを区分したもの
四　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度から起算して三事業年度における収支の見込みを記載した書面
五　申請に係る意思の決定を証する書類
六　法第十八条第一項第二号に規定する需要開拓支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類
イ　需要開拓支援業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項
ロ　組織及び運営に関する事項
七　役員の氏名及び略歴を記載した書類
八　指定申請者が一般社団法人である場合においてはその社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）、指定申請者が一般財団法人である場合においてはその評議員の氏名及び略歴を記載した書類
九　指定申請者が株式会社である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書類
十　現に行っている業務の概要を記載した書類
十一　指定申請者が法第十八条第二項各号に該当しない旨を誓約する書面
十二　その他参考となる事項を記載した書類

（需要開拓支援業務を的確に実施するために必要と認められる財産的基礎）

第二条　法第十八条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、基本財産又は資本金の額が千万円以上であることとする。

（需要開拓支援法人の名称等の変更の届出）

第三条　法第十九条第二項の規定による届出は、様式第二による需要開拓支援法人名称等変更届出書により行うものとする。

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第四条　需要開拓支援法人は、法第二十一条第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第三による需要開拓支援法人役員選任等認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十八条第二項第三号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

（業務規程の認可の申請等）

第五条　需要開拓支援法人は、法第二十二条第一項前段の規定により需要開拓支援業務に関する規程（以下「業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、様式第四による需要開拓支援法人業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2　需要開拓支援法人は、法第二十二条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第五による需要開拓支援法人業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程の記載事項）

第六条　法第二十二条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　需要開拓支援業務を行う時間及び休日に関する事項
二　需要開拓支援業務を行う事務所の所在地
三　リース保険契約の締結の手続に関する事項
四　リース保険契約の内容に関する事項
五　保険料その他需要開拓支援業務に関する料金（以下「保険料等」という。）の収納の方法に関する事項